
海外からのメッセージ

ICA（国際協同組合同盟）

2003年11月24日

I・バルベリーニ会長

私は労働者協同組合法制定を促進する集会に際し、協同労働法制化市民会議及び日本労働者協同組合連合会のみなさんにご祝辞を申し上げたいと思います。

協同組合が雇用創出において果たす役割はたいへんよく知られています。この役割を効果的なものとし、協同組合の潜在力を現実のものにするうえで必要なことは、協同組合のアイデンティティを強化する適切な政策であり、そのためにデザインされる法制度です。こうしたことは国際連合、国際労働機構 (ILO) を含め、世界の何れの政府によっても国際的舞台で承認されています。国際連合も、「協同組合の促進」に関するILO勧告第193号も、各国政府に対し、そうした法律、政策を採択するための指針を提供しています。

既に各国の政府は、いろいろなアプローチを行なっています。その一つは分野ごとの特別法によって補強される協同組合一般法を制定することです。私は、日本で農業、漁業、林業、消費者の協同組合法があるものの協同組合一般法も労働者協同組合法も未整備であることを知っています。安定的な雇用を創出する労働者協同組合の特筆すべき性格とその能力に照らすならば、こうした分野の特別法を用意することで、このタイプの協同組合企業の奔流が現実のものになることは疑いをいれません。

ICAは、協同労働法制化市民会議、及び日本労働者協同組合連合会が労働者協同組合の役割と重要性の承認をえるため払われている努力を支援するものです。世界中の国々で、ふさわしい協同組合立法を推進することこそは、ICAが最優先している課題の一つです。最近、多くの前進がみられますが、みなさん方がご承知なように解決されるべき多くの課題がまだ残っています。

今後も、他の国の労働者協同組合立法について多くの情報を提供するというような、より進んだ援助をすることができると思います。忌憚のないご連絡をお待ちしています。

敬具

海外からのメッセージ

フランス・国際社会協同組合研究所
マルセロ・カバレロ 理事長

2003年12月1日

親愛なる友人の皆さん

私たちは、日本において労働者協同組合法を制定するためにみなさん方、市民会議が指導している運動に対し全面的な連帯の意を表します。

私たちは日本がこの種の法制度を欠いていることに、まったく驚いています。わたしの目からみまして、それは先進国中においても特異なケースです。ほかの国ではどこでも労働者協同組合は法律で承認されているばかりではなく、政府の支援も受けています。労働者協同組合が一般に社会的諸問題の解決に、とりわけ雇用創出においてはたしている貢献を政府が高く評価しているためです。どの国でも労働者協同組合は、経済的成果を収め労働者を連帯させるイニシアチブをもっているため、経済活動の民主主義を促進する組織とみなされています。

労働者協同組合のこうした積極的な役割が全世界で承認されていけばこそ、国際的諸機関、とくにILOにおいて正当な地位をえるにいたったのです。

私たちは、日本労働者協同組合連合会がICA、とくにCICOPAといった世界組織において先陣の役目を担っていることを熟知しています。日本労働者協同組合連合会は、全世界で、CICOPA加盟組織とパートナーシップを築き上げています。私たちの研究所自身も古くから日本労働者協同組合連合会のパートナーとなっています。私たちは、この組織がとくに、社会的連帯活動の分野で果たしてきた模範的事例を存じ上げています。それは、私たちにとって、とくに他の諸団体(協同組合、共済団体、労働組合など)にとって見習うべき事例です。

今ここに協同労働の協同組合法を制定させようとするみなさん方の決然たる意思が実を結ぶことを祈念いたします。それでこそ、日本は大国に値するというものです。私たちは、われわれの持てる全ての力を振るってみなさん方を支援する決意です。

親愛なる友人の皆さん、心から連帯の意を込めてわたくしのご挨拶とします。

